**医療提供体制推進事業費補助金の予算確保及び救命救急センター運営事業費補助金の基準額**

**改正に関する提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和元年１２月**

医療提供体制推進事業費補助金の予算確保及び救命

救急センター運営事業費補助金の基準額改正について

各府県は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを求められている。

医療提供体制の確保等を目的とした医療提供体制推進事業費補助金は、平成２３年度以降、全国の要望額が国の予算額を上回っており、都道府県が必要とする十分な財源が確保されていない状況にある。

また、国の補助金予算が縮減するなか、そのしわ寄せとして、交付の対象事業である救命救急センター運営事業費補助基準額について、「病院の収支が黒字となる場合には、基準額に１／２を乗じる」という要件が平成２７年度から付け加えられた。

救命救急センターは救急患者の最後の砦として重要な部門であり、患者数に関わらず重篤患者に対応できる診療体制を常に必要とするため、不採算部門となることが多く、大幅に補助額を減額すると運営が維持できない状況に陥ることが考えられる。加えて、不採算部門の運営維持のための補助を、他部門の黒字を理由に減額することは不適当である。

ついては、国に対して下記のとおり要望する。

記

１　医療提供体制推進事業費補助金については、交付率が１００％

となるよう予算を確保されたい。

２　救命救急センター運営事業費補助金の基準額の「病院の収支が

黒字となる場合には、基準額に１／２を乗じる」という要件を

撤廃されたい。

令和元年１２月

近畿ブロック知事会

福井県知事　　　杉　本　達　治

三重県知事　　　鈴　木　英　敬

滋賀県知事　　　三日月　大　造

京都府知事　　　西　脇　隆　俊

大阪府知事　　　吉　村　洋　文

兵庫県知事　　　井　戸　敏　三

奈良県知事　　　荒　井　正　吾

和歌山県知事　　仁　坂　吉　伸

鳥取県知事　　　平　井　伸　治

徳島県知事　　　飯　泉　嘉　門